国会事項

衆議院

辞令

（総務委員会専門員兼地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室長）
衆議院常任委員会専門員　阿部　哲也
（文部科学委員会専門員）同　藤井　実晃
（予算委員会専門員）同　中村　実晃
（決算行政監視委員会専門員）同　菊田　幸夫
議院事務局法第十一条の規定により本職を免ずる（各通）（六月三十日）

衆議院法制局

辞令

（第二部長）衆議院法制局参事　藤井　宏治
（第四部副部長第四部第二課長事務取扱）同　津田樹見宗
願により本職を免ずる（各通）（六月三十日）

人事異動

内閣

国務大臣　村上誠一郎
デジタル大臣平将明
帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる
国務大臣　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣平将明
帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革）事務代理を免ずる（以上六月二十八日）
国務大臣　武藤　容治
内閣府特命担当大臣城内実
帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策及び経済安全保障）事務代理を免ずる（六月二十九日）
財務事務官　陣田　直也
国際復興開発銀行理事に任命する
（静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事・静岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　益子　元暢
（広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事）同　高宮　健二
（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　亀井　直子
願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上六月三十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カナダの国祭日につき、六月三十日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から五月二十三日ヨルダン国王陛下へ発せられた御祝電に対し、六月十七日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

指定流通機構の主たる事務所の所在地の変更について

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の二の五第三項の規定に基づき指定流通機構から主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年七月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　主たる事務所の所在地を変更しようとする指定流通機構の名称　公益財団法人東日本不動産流通機構

二　主たる事務所の所在地を変更しようとする年月日　令和七年七月二十二日

三　主たる事務所の変更前の所在地　東京都千代田区鍛冶町二丁目三番二号

四　主たる事務所の変更後の所在地　東京都中央区日本橋三丁目三番十一号

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年７月２日

東北地方整備局長　西村　　拓

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	宮城県柴田郡大河原町字新南60番23から同町字新青三14までの上下線
一般国道	45号	石巻市向陽町一丁目１番26から同市蛇田字東道下22番１までの上下線

国家試験

令和７年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和７年７月２日　観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類
地域限定旅行業務取扱管理者試験

２．試験地
東京都及び大阪府

３．試験日
令和７年９月28日（日）

４．試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
⑴　旅行業法及びこれに基づく命令
⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款（航空運送に係る運送約款に関するものを除く。）
⑶　国内旅行実務
ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金（航空運送に係る利用料金に関するものを除く。）
イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（本邦内の地理等に関するものを除く。）

５．受験手続
⑴　受験願書等の提出方法及び受付期間
簡易書留郵便により受験願書その他の必要書類（以下「受験願書等」という。）を提出することとし、令和７年７月２日（水）から同年７月28日（月）までの郵便消印があるものに限り受け付ける。
⑵　受験願書等提出先
観光庁参事官（旅行振興）付地域限定旅行業務取扱管理者試験係（〒100―8918　東京都千代田区霞が関二丁目１番２号）
⑶　受験手数料
ア．試験を受けようとする者は、受験願書等を提出する前に受験手数料5,500円分の収入印紙を購入し、受験願書に貼付すること。
イ．受験手数料は、受験願書等を受理した後は返還しない。
⑷　受験票の交付
受験願書等を受理した場合は受験票を交付する。

６．試験の一部免除
⑴　令和６年度地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者
ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和６年度地域限定旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。
⑵　旅行業協会が令和６年度又は令和７年度に実施した地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了者
ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑵の科目（「宿泊約款」に限る。）及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和６年度又は令和７年度地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了証書（写し）を添付すること。

７．受験願書用紙及び受験案内
受験願書用紙及び受験案内は、観光庁のホームページからダウンロードして入手する。
なお、郵送による受験願書用紙及び受験案内の交付を希望する場合は、適宜の封筒に、返信用封筒（定形に110円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、観光庁参事官（旅行振興）付地域限定旅行業務取扱管理者試験係宛て請求すること。

８．合格者の発表等
合格者の発表は、令和７年11月14日（金）（予定）に、観光庁のホームページで行うとともに、受験者には文書で試験結果を通知する。

９．合格証の交付
令和７年11月14日（金）（予定）に、合格者に対して発送する。

10．その他
試験の実施については変更があり得るため、その場合は、観光庁のホームページに変更内容を掲載し、周知する。